令和3年7月定例教育委員会 会議録

7月定例教育委員会を令和3年7月27日(火)午前9時30分 市役所401 会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 奥村康祐 委員 田中秀佳 委員 小倉志保 委員 堀 美鈴 委員 木澤和子 委員 渡邉智治

事務局 中村教育部長 長瀬子ども・子育て監

【学校教育課】 大黒課長 髙木主幹 山田統括主査 長谷川指導主事

【文化スポーツ課】 山本課長

【歴史まちづくり課】 中村課長

【子ども未来課】 上原課長

記録者 学校教育課 和泉

傍聴者 0名

◆次 第

- 1 開会
- 2 教育長報告

(臨時会及び前回会議録の承認)

3 付議事件の審議

第19号議案 愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認に ついて

第20号議案 令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択について

第21号議案 犬山市民展審査会委員の委嘱について

- 4 通信及び請願
- 5 協議・連絡
- (1)後援名義使用承認に関する報告
- (2) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- (3) 多子・多胎世帯に対する子育て支援事業について
- (4) 市有物件売払について(四季の丘土地売払事業)
- (5) 8月・9月行事予定表について
- (6) いじめ防止に向けて
- 6 自由討議
- 7 その他
- 8 閉会

◆議事内容

開 会

教育長: ただ今より7月定例教育委員会を開催します。

教育長報告

教育長:

皆さんおはようございます。数日前から蝉の声が妙に大きく響いて耳に届くわけでありますけれども、いよいよ夏本番だなという気持ちと、短い命を精一杯鳴いて、生きた証を残そうとする蝉の姿に何となく哀愁を感じるわけでありますけれども、そんな中、いよいよ東京オリンピックが開催をいたしました。開始早々、日本勢の活用が光る、そんな場面が随所に見られまして、テレビから目が離せないというような毎日が続いているところでございます。コロナと厳しい暑さとの中での大会ではありますけれども、始まったからには、すべての人にとって、やってよかったと思えるような、そんな素晴らしいオリンピックになることを願っているところでございます。

一方、幼稚園、小学校、中学校については、無事夏休みに入ることが できました。中学校は部活動の大会で、東海大会、県大会、まだ今日も 戦いが続いている中でありますけれども、犬山の子ども達、本当に頑張 っております。それぞれの学校のホームページをご覧いただくと、その 様子がおわかりいただけるのではないかなと思っています。小中学校 は、タブレット端末を家庭に持ち帰って、家庭での学習支援の可能性を 最大限探っていただくように、学校にはお願いがしてあるところであり ます。このタブレット端末の活用につきましては、家庭へ持ち帰るのは 5月の連休前に一度ありましたが、それも1日だけ持ち帰ったわけであ りますけども、長期に渡って家庭に持ち帰るというのは初めての試みで ございまして、いきなり十分な活用を図るということは非常に難しいと 承知はしているわけでありますけれども、学校での学習支援に限らず、 家庭での学習支援のツールとして、活用の幅を少しずつ広げていけたら いいなと考えているところであります。このグーグルクロム(Google Chromebook) の活用につきましては、7月21日水曜日に犬山中学校で、 今後8月20日金曜日に城東中学校で、それぞれこの2つの会場で40 名程の教職員を対象にして、1日6時間という長時間にわたる研修会を 計画しております。まずは先生方にどんなことができるのかということ を、理解を深めていただく、そんな場を設けるところであります。

今日の議案でありますが、例月と比べると幾分、数が少ないという感じでありますけれども、できる限り効率よく充実した会をできるように努めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。なお、今、先月の定例会と臨時会の会議録が回っておりますので、またご署名の方をお願いしたいと思います。ただいまから7月定例教育委員会を始めさせていただきます。それでは、付議事件の審議に入ります。

第19号議案

教 育 長:

第19号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確

認について」、事務局お願いします。

長谷川主事:

この案を提出いたしますのは、平成26年4月16日に、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことを受け、文部科学省から、市町村を単位として柔軟な採択地区の設定が可能になることを踏まえ、採択地区に関する意向調査があったからです。このことにつきまして、愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る意向確認につきまして、犬山市教育委員会の意向を別紙のように提出させていただいてもよろしいでしょうか。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長:

現在ですが、この地区は尾張西部ということで、犬山、江南、岩倉、 大口、扶桑の3市2町の丹葉地区と、一宮市と稲沢市と、これだけの枠 組みの中で、教科書の採択協議を行っています。基本的には市町村の単 位でやれないことはないのですが、例えば、1つの教科の教科書を採択 するについては、3人から5人ぐらいの人間が必要です。そうすると、 例えば8教科9教科、特に中学校社会科については、地理歴史公民と3 つの分野に分かれていまして、これもそれぞれに人間がいりますし、地 図は地図で人間がいるということで、非常にたくさんの要員が必要にな ってくるわけでありますが、それを例えば、犬山或いは丹葉という狭い 地区から委員を選出するのは非常に難しい状況ですので、ずっとここの ところ、丹葉と一宮と稲沢の大きな3つの地区で、この協議をしている ところです。一応この原案としては、採択地区は今の枠組みを維持して いく、見直しを希望しないということで、提案がされています。いろん なそんな事情もあって、そういった採択地区となっているわけです。今 のままいきたいということでありますけれども、これについて何かご意 見ご要望ご質問等があればお伺いしていきたいと思います。特によろし いですか。

では、第19号議案「愛知県教科用図書採択地区の適正規模化に係る 意向確認について」は、お認めいただけますでしょうか。

各 委 員:

異議なし。

教育長:

異議なしと認めます。皆さん特にご異論はないという確認をさせていただきましたので、事務局からの提案どおり、教科用図書採択地区の見直しを希望しないという、犬山市教育委員会としての決定を報告させていただくことにいたしますのでよろしくお願いします。

続いて、第20号議案の審議に入ります。

第20号議案

教育長:

第20号議案「令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択について」、事務局お願いします。

長谷川主事:

この案を提出いたしますのは、尾張西部教科用図書採択協議会の選定に基づいて、令和4年度使用小中学校用教科用図書の採択をする必要があるからです。初めに、尾張西部教科用図書採択地区協議会につきまし

て、これまでの経緯を報告いたします。本年度、尾張西部教科用図書採 択地区協議会が、第1回は書面開催され、慎重な検討がなされました。 7月8日に開催された第2回尾張西部教科用図書採択協議会では、令和 4年度使用中学校用(社会科歴史)の教科書につきまして、詳しく協議 がなされました。審議の経緯は、資料の議事録に示したとおりです。そ の結果、東京書籍の教科用図書を使用するということで、選定結果を各 市町教育委員会に報告していただく運びとなっております。また選定の 理由につきましては、事前に配布させていただきました選定理由及び選 定資料のとおりです。なお、江南市、一宮市、稲沢市の教科書展示会場 では、6月4日から7月1日の期間中、合計433名の来場者がありま した。意見書は25通で、社会の歴史認識についての意見が多く寄せら れておりました。また、別紙1に令和4年度使用小中学校図書、別紙2 に令和4年度使用中学校教科用図書の一覧が載せてございます。令和4 年度につきましては、小学校中学校(社会科歴史を除く)ともに改定の 年ではございませんので、令和3年度使用教科用図書と同じ教科書を使 用するものでございます。以上、概要を説明させていただきました。ご 審議のほどよろしくお願いいたします。

教育長:

現在、中学校で使用している教科書でありますが、昨年度、教科書採 択の事務作業がありまして、資料の14ページのような教科書会社の教 科書を、現在使用しているわけでありますけれども、この中学校の歴史 的な分野については、自由社という教科書会社の教科書が新たに検定に 合格をしたということで、これも含めた上で、再度採択をしなさいとい うことでありますので、その採択の関係の仕事があって、これも含めた 検討をした結果、最終的に今年度使っている東京書籍の教科書を継続し て使うというような結論になったわけです。基本的には、この教科書は 一度採択をすると、4年間同じ教科書会社の教科書を使います。ただし、 毎年毎年確認の採択、この教科書を使うと市町村の教育委員会で協議を しなさいということになっております。今回、来年度使用する中学校の 社会科歴史的分野での教科書については、自由社という教科書会社の教 科書が新たに検定に合格したので、採択に加えて、再度、協議をしてく ださいということで、作業を進められたわけであります。その結果、自 由社が加わったけれども、この尾張西部では、今年度に引き続いて東京 書籍の教科書を使用するということが決定をされたということであり ますので、これについて、犬山市の教育委員会でもそれでいいというこ とであれば、お認めをいただいて、また、その旨、報告を上げていきた いと思いますけれども、これについてはどうですか。ご意見がもしあれ ばお伺いします。

田中委員:

審議の結果については、適切に審議していただいたと思いますけど、いくつか確認したいことがあります。19号議案は承服しているところですけども、この意向確認というところが承認された上で、この協議会が開かれるという流れではないのか。要は採択地区協議会の審議という

のは、この意向確認と同時にできるのか。この採択をするために、この 採択地区の規模を必ず確認する。要は19号と20号はセットなのかと いうところの確認と、もう1点が昨年度、中学校の全教科について、採 択の承認をしたところですけど、これは検定教科書というのが出る度 に、教科書検定のその文科省の申請というは締め切りというのはなく て、出ればその都度、毎年度審議していかなければいけないのか。その 辺りの制度のところを確認したいです。

長 谷 川 主 事:

1点目は、適正規模化の承認が先か、協議会か先かというような質問でよろしかったでしょうか。こちらにつきましては、実は今年度、県の方から適正規模化の通知のほうがきましたのが、昨年度より少し遅い時期でしたので、昨年度は、こちらの適正規模化のこの教育委員会の審議の方が確か6月だったかと思われます。6月にこちらの方を実施して、それから、7月に先ほどの20号議案の教科書採択の方の審議が実施ということでした。

教育長:

これは今回はセットではないです。要は何かというと、この教科書の 検定というのは、自由社というのは、去年の段階では検定に合格してい ませんでした。改良を加えて、やっと文科省の検定に合格したというこ とで、新たに選択の一つに加えなさいということになったものですか ら、これを含めたところで、あえて今回は、採択事務を行ってきたとい うことです。ですから、例えば、また今年新たな教科書会社ができて、 これが文科省の検定に合格をすれば、また、それを含めたところで、再 度、教科書の採択事務をやるようにという指示が出ると思います。今こ れ枠組みというのは、尾張西部という一宮と稲沢と丹葉。犬山だけ、或 いは丹葉だけ他の教科書会社の教科書を使いたいとなると、もうこの教 科書には国庫の補助が出ません。だからそれを覚悟で、採択をするなら しなさいよと。ただしこの枠組みの中で、一宮、稲沢と丹葉地区がこの 教科書を採択しますという、同一歩調ができた場合については、教科書 については無償給付をします。例えば、一宮だけとか稲沢だけとか、う ちはせっかく新しい教科書が検定が受かったからこれを使いたいとい うなら、使うなら使っていいよ。ただし、これについては、尾張西部か ら外れたところだから、自分の市町で負担をしてくださいねという扱い になってきます。検定制度は今のとこですよね。だからその都度です。 検定があったら、合格をすればそれを含めた上で、採択事務を行うし、 今、地区と犬山の関係でありますが、尾張西部と犬山ですよね。これ丹 葉地方教育事務協議会という一つの枠組みがありますので、本来は市町 村の教育委員会でやらなくてはいけないことが、教員の人事だとか、教 科書の採択だとか、或いは研修については、あまりにも犬山単独でやり きれない部分があるということで、3市2町が丹葉地方教育事務協議会 という協議会を作って、そこで共同事務を行っているということであり まして、教科書はさらにもっと広い範囲での尾張西部地区という枠組み

で、事務を行っているということです。田中委員のご質問に十分答えられたかどうかわかりませんけれども。

田中委員:

新しい中学社会の採択の検討をしているのと同時で、別々で、しかも時期的には同じくして、この意向調査の確認が来たという、そういう理解でよろしいですか。わかりました。これは、採択制度の中の一環として毎回あるわけではなくて、県教委からそういう意向の調査があったということですね。

教育長:

はい。これについてはそうですね。何か他にどうですか。

田中委員:

その上で毎回その採択の時に意見をしているものですけども、1つ は、ここの採択をする時に、共同採択ということで異存ないですけども、 開かれた教育ですね、その教科書というのは、もちろん慎重に検討して 採択する必要があるのは十分理解しているところですけど、ただ、その 過程、或いはその結果も含めてですけど、市民であったり、保護者であ ったり、一般にもう少し開かれた制度がどうしてできないのか本当に疑 問で、今回も県が教科書展示会を主催していると認識していますけど も、その時にこの近辺であれば江南市で展示会がある。どうして市内で 閲覧する機会が与えられてないのかというのは非常に疑問でして、例え ば犬山だけでも、図書館に展示するなり、或いはその図書館に採択され た教科書、或いは採択されなかった教科書も含めてですけど、事後的に でもいいので、例えば図書館に、今こういう教科書が世の中にあって、 本市はこういう教科書を採用していますというコーナーを作るとか、も う少し教育の実施状況というものを広く周知していく機会を持てない か。最低でも図書館に配架する、プラス各学校の図書室に配架したりと か、保護者が手に取れるようなところに置いておいたりとか、実際それ をどれぐらい手に取って、関心を持ってみていただけるかは別ですけ ど、少なくとも最低の条件として、そういう整備は行政としてやってい く必要はないのかなと感じるところです。加えて、毎回協議会の議事録 の中で、展示会でこのような意見感想が何通ありましたというものがあ りますけども、可能であればその内容のコピーのようなものがあれば、 どういう方がどういう意見を言っているのかというのが、参考までに見 ることができればと思います。審議して承認する立場ですので、実際ど ういう意見が出てどういう状況なのかを含めて、知ることができればと 思いますので、資料があれば事後で結構ですので、見ることができれば と思います。もう1点は、これも毎回言っていることで、「学びのまち」 であれば、或いはこの主体的で対話的な学びというところを、もちろん 国として目指しているところで、犬山としてどうするかと言った時に、 決まった教科書を決まっているからそれを使うという教員のスタンス ではなくて、もう少し教員が専門的な立場で、責任を持って主体的に自 分達が選ぶ。主たる教材ですから、責任を持って自分達が使うものを、 選択する権限までは、どう権限というのを整理するかというところは難 しいですけども、この展示会の中で一般市民からご意見感想を述べる機 会があるのであれば、学校の教員に対して何か意見を述べる機会であったり、意向を調査するとか、参考意見として採択事務協議会にあげる仕組みであるとか、先生方が忙しいのはよくわかりますけど、その主たる教材を選択する責任というのは、多忙化の中でも削るべきではないし、むしろ組み込んでいかなければいけないものだと思いますし、違いがあるにせよないにせよ、自分達はこういうものを自分達で選んだ教材ですということを、保護者や市民に対しても責任を持って示す上で、自分達もちゃんとこれはプロセスとして、この教科書を選んでいます、だからこれを使っていますという、おそらくそういう説明ができないと思います、勝手に決まったものを勝手に使っているというだけでは。だから、その辺りの専門家としての教員の主体性というものが、もう少し反映されるような制度にすべきだと思うので、毎回言っていますがなかなか変わっていないので、その辺りどのように、むしろ現場の先生方がどう思われているのか、もう少し主体的に責任を持ってほしいと思います。

教育長:

ご意見として承りたいと思います。例えば、昨年度、中学校の教科書 が、犬山市の教育委員会に並ぶほどきました。これはご覧をいただいた はずです。丹葉地区としては、江南市に丹葉の展示会場を置いてご覧を いただいていて、意見を聞く場所がありましたが、犬山市は犬山市で教 育委員会の入口のところに机を並べて、教科書を展示しました。ですか ら犬山市としては、場所は別としても、教科書を見ていただく機会は作 ったつもりでおります。じゃあ、なぜそれが図書館ではなかったのとな るかもしれませんが、結局、犬山市教育委員会は教育委員が7人なので 7部きます。そうすると、皆さん方にお渡ししなくてもいいということ であれば、あちらこちらに展示できないことはないです。ただし、今回 の例えば自由社のように、ここは全く僕らのところには教科書が届いて いないです。ただ、採択する細かな作業する先生方のところにはこれが あるものですから、比較ができますけど、僕らも自由社の教科書を見て いないです。だから教科書会社も、ぜひうちを使ってくださいというこ とで、あちこちにばらまくことはされてみえない部分もあるのです。だ からその辺難しいですけれども、限られた部数であるということや、展 示会場は、丹葉では江南市が窓口になっているということと、一番真ん 中辺りだということですね。それから、教員でもいろんな意見があると 思います。例えば8社の教科書を見て、俺はこれが好きだ、あれが好き だというのはあると思います。でも最終的には、1つの教科書会社の教 科書を決定しなければいけない状況です。だから、この採択のための資 料作成は本当に大変な作業です。先生方全部、すべての見本教科書に目 を通して意見を書いて、どれがいいか希望を出せと言われても、なかな かこれだけの作業というのは、お一人お一人では難しいですね。これは 犬山市でも難しい。丹葉でも難しい。だからもっと大きな枠組みで、一 宮、稲沢、丹葉という広い地区での作業になるわけです。もし希望され る方があれば、個人的に全部目を通していただいて、ご意見を出してい ただいてもいいですけれども、こういう意見が出たからその教科書を採 択しましょうかということには多分なっていかないだろうと。だから、 これについては公平なところから、委員の方をどの地区からも満遍なく 出していただいて、より広い視野でより深く研究をしていただいて、こ ういった採択のための資料を作っていただいて、これを基にして、また 別の組織で決定をしていきます。多分周りから見ると、秘密裏に行われ ているというふうに思われてしまいます。一番危険なのは採択する人間 と教科書会社が繋がっているというのが一番いけない。他県で一度あり ました。教科書会社が採択する人間達を接待して、飯を食わせて、しか も、旅費か何か余分に払って、それでその教科書が選定されてしまった ことがありました。それから、もう一つは、ある市で、こういった公正 な採択事務を行ったのに、教育長の一声で教科書会社が変わったという ことで、いわゆる教育長が教科書会社と繋がっていたのではないかとい う疑惑が持たれたことがあります。ですから、そういった疑惑を少しで も持たれない。ではどうしたら公平性なのか、公開すればいいのかとい うことですが、公開すれば公開したで、返って心配な部分が出てくる。 秘密裏にやれば、その部分は守れるにしても、透明性がないのではない かという批判を受けることになってしまうわけであります。どういう方 法がいいのかわかりませんが、田中委員のようなご意見を持たれる方も いるということは、どこかでまたお伝えをしたいと思います。それから、 実際に教科書を見られた展示場へ行かれた方のご意見を私も見ました。 いろんなご意見があります。あれはオープンにはしてないですが、例え ばお借りすることが可能であれば、田中委員がご覧になりたいというこ とですので、お借りしてください。

長谷川主事:

わかりました。お借りするようにします。

教育長:

十分お答えができたかどうかわかりませんけど。

田中委員:

採択の決定権限という話ではなくて、あくまでも教科書、教材を選ぶ時に、現場の先生達の意向を聞くということです。やっぱり、採択されて使い始めてからこれは構成としてやりにくいというのは、絶対これはあります。この教科書会社とこの教科書会社、こういう構成が違って、こういう時に使いやすい、こういう時に使いにくい。そういうところも含めて、それは学校の先生の力量形成だと思います。ですから、先生方がどうかわかりませんけど、どれを使っても同じだという感覚であれば、僕はそれ間違っていると思って、どう違うのかとかそういうところも含めて研修の一貫として、教科書の違いなり、どういう教科書にするか、どういう教科書を選ぶかというところは、責任を持つべきだと思いますし、その意向調査です。先ほどの19号議案と一緒で、権限があるなしではなくて、あくまでもどう思いますかと市民に意見感想を聞いているのと同じです。一般市民と学校の先生が同じ文書を書いても、やっぱり専門家としての意見は重いと思いますので、審議をする時に、その

意見というのは、やっぱり意向としてある程度含まれなければいけないと思いますし、そういう学校の先生をここに何らかの形で関与できない理由が、私にはよくわからないです。それで現場の先生が納得して、勝手に決まっているものでやるしかないよねという感覚なのか、決めてもらったほうが楽という感覚なのか、よくわからないですが、その辺りどう思われているのかというところは、むしろ学校の先生に聞いてみたいと思います。

教育長:

どの教科書も一緒というわけではないですね。ここでご覧をいただくとわかりますが、それぞれの教科書会社が、特色を持った編集の仕方をしています。ですから、こういった代表者ではありますけれども、どの教科書がどういうふうに編集していて、いい部分もよろしくない部分もこういった形で比較をしているわけです。ですが、これがすべてではないです。ではこれが誰にでもみんなに合うかといったら、これは教科書を調べた人間達の、ある面から考えれば主観ですよね。ですから田中委員がこれを見られて、自分はまた違う感想を持たれるかもしれない。だから全部違うものですから、いろいろな場で一人一人の先生方が、自分達が使う教科書の意見を言えないことはない。もし言いたい方がみえれば、江南市の展示場へ行って意見を書いていただければ、その意見は届く仕組みにはなっています。

田中委員:

それは、市民と同じレベルですので、学校の先生はやっぱり立場が違うわけです。

教育長:

先生は先生ですが、実際にこの丹葉地区で江南市で展示会が行われているので、そこへ足を運んでいただければいいですし、犬山市の教育委員会に来ていただければ、見ていただけます。われわれに意見を預けていただければ、採択事務の機会へ持っていきますので、全く先生方の考えを聞かないで教科書を選んでいるということはないです。先生方にも、市民向けにも、ここで展示がしてありますので、関心がある方をご覧くださいということは言っています。

田中委員:

それはわかります。ですが、それは市民と同じ立場としての用意がされているだけであって、それは教員としてどう思われますか、確認してみてくださいという場ではないので、それはまた別です。

教育長:

要は、教科書の部数が、無数にあればいいのですが、限られた部数ですから、例えば小学校だと10校に、7部分の教科書しかきてないとなると、それは難しいわけです。だから、例えば犬山市の場合であれば、教育委員会に来ていただければ教科書をご覧いただけます。先生も見ていただけます。市民の方も見ていただけます。別に犬山市の教育委員会に来なくても、江南市に行ってもありますよ。ご覧いただいて意見があったら出してください。だから、何も大きな問題はないと思います。

田中委員:

物理的に無理というのは、それはそれで説明としてはわかりますけ ど、市役所にしかないから市役所に見に来てくださいということです

	と、当然先生方は忙しいので、こちらからそういう機会をちゃんと作ら
	ないと、そういうことは進まないだろうと思います。例えば、1週間毎
	なり2週間毎なり、学校に置いておく期間を設けるなど、何か仕組みを
	作るという検討はできないかと思います。
教育長:	方法は別として、すべての先生方が1度は見ていただけるように、教
	育委員さんのご意見があったので、教育委員会に置いているけれども、
	学校に回せるかどうか、部数の関係があるのでわからないけど、伝えた
	いと思います。
田中委員:	今回はその自由社というのは、教育委員会にも見本がきてないです
	か。
教 育 長:	僕は見てないです。展示会には出されていて、これに対する意見がい
	ろいろ書かれています。
田中委員:	物理的にやはり無理なのはよくわかります。ただ、例えば今回新しく
	再選定しなさいということ言っておきながら、その現物が教育委員会に
	もきてないというのは、制度上の問題で市の問題ではなくて、それは県
	教委なり文科省なり、最低限制度的に教科書会社に用意させるべきなの
	ではないですか。そうでないと、まともに我々見ることもできないです。
教 育 長:	教科書関係者が、たくさんの部数を県の方に配布してないと思いま
	す。だから県としても、最低限の事務の扱いができるようにしかされて
	ない。だから、ここにもきていません。田中委員のご質問に、お答え十
	分できたかどうかわかりませんけど。他に何かありますか。
教育長職務	デジタル教科書ができたので、ここの中の印刷増本もしくはこの下に
代理者:	でも、デジタル教科書としての仕様としてはどうかという確認項目も、
	増やしていただけるようにご要望いただければと思います。今後、今ま
	での本として使うだけでなくて、特に社会ですと、そういったものを投
	影したりするものが非常に多いかと思いますので。
教育長:	今年については、国が、市町が手を上げれば、1教科に限ってデジタ
	ル教科書を全部の子ども達のパソコンに入れると。犬山は楽田小学校と
	城東中学校が手を上げまして、楽田小学校は算数、城東中学校は理科だ
	ったと思いますけど、それぞれ試しにやっています。すごく値が張りま
	す。だから市町独自でデジタル教科書を全ての子ども達にというのは、
	1 教科1,500円ぐらいですので9 教科だと13,500円です。人
	数分ですので、とてつもない金額になるものですから、ゆくゆくは多分
	国が面倒見ていくということになるでしょうけれども、今のデジタル教
	科書についても、これが見本としてくるかどうかわかりませんけれど
	も。今後、デジタル教科書も実際に学校現場に入ってくる時期が来るだ
	ろうから、単にこの紙媒体の教科書だけではなくて、デジタル教科書と
	しての、学校で使う時のことも考慮した上で、採択の一つの基準として
	含めたらどうかというご意見だと思いましたので、これは可能かどうか
	わかりませんけど、そんなご意見があったということは、お伝えをしま

	す。他どうですか。よろしいでしょうか。
長谷川主	いろいろご意見ありがとうございました。今後の日程について確認さ
事:	せていただきます。本日採択していただいた内容につきまして、尾張西
	部教科用図書採択地区協議会の事務局の方へ報告するとともに、県教委
	の方にも報告をいたします。9月上旬には県教委の義務教育課ホームペ
	ージで、令和4年度使用教科用図書の採択結果教科用図書選定審議会委
	員名簿、会議録、選定資料が公表されます。なお本日の採択内容は、令
	和3年8月31日まで非公開とし、9月1日以降は公開といたします。
	よろしくご配意お願いいたします。
教 育 長:	よろしくお願いします。
	続いて、第21号議案の審議に入ります。
	第21号議案
教 育 長:	第21号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」、事務局お願
	いします。
山本課長:	この案を提出するのは、犬山市民展審査会委員を委嘱するために必要
	があるからです。委嘱を予定している委員の名簿が、案として次ページ
	に記載してありますので、ご確認をお願いいたします。今年の市民展は
	第67回となりまして、10月26日火曜日から11月3日文化の日ま
	で開催されます。委員は全員で19名、1名が新規の方、洋画デザイン
	の部の鎌野保子さんです。委嘱期間は令和3年7月31日から令和4年
	7月30日まで。女性の比率が37%。委員の役割は、犬山市民展入選
	作品等の審査を行うことになっております。
教 育 長:	これにつきまして、ご意見ご質問があればお伺いしたいと思いますが
	いかがでしょう。特にご異論がないようであります。
	では、第21号議案「犬山市民展審査会委員の委嘱について」は、お
	認めいただけますでしょうか。
各委員:	異議なし。
教育長:	異議なしと認めます。この件は承認されました。
** + =	通信及び請願
教育長:	通信及び請願はありますか。
事務局:	ありません。
*/	協議・連絡
教育長:	協議・連絡に移ります。
. I. I.am E	「後援名義使用承認に関する報告」について、事務局お願いします。
山本課長:	今回承認をした後援名義でございますけれども、令和3年6月16日
	から令和3年7月14日承認分となります。全体8件のうち新規が1
	件、継続が7件となっております。新規の1件は「第31回愛知県クロ
	リティ選手権大会」ですけれども、主催者が県のクロリティ協会になり
	ます。開催日時が令和3年8月22日日曜日の午前10時から3時ま
	で、場所が犬山市民交流センター。内容は、スポーツ輪投げであります

クロリティーを通じて健全な心を育て、触れ合いや絆を深めるための楽 しい場作りの大会とするものでございます。続きまして、中止・延期の 連絡を受けた事業でございます。1件ございました。「初夏のつどいin 大山」、主催者が私学をよくする愛知父母懇談会大山ブロックでござい まして、中止理由は新型コロナウイルス感染症予防のためとなっており ます。 これにつきまして、何かご意見ご質問等がありましたらお伺いしたい 教育長: と思いますがいかがでしょうか。特にないようでありますので、次へい 「令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」、事務局 お願いします。 大黒課長: では、令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の認定及び不認定につ いてご報告申し上げます。今回の認定ですけれども、7月6日と19日、 2回認定作業をさせていただきまして、15名の追加でございます。一 番下の表ですけれども、7月19日に2名とございますけれども、こち らが小学生の2名ですけれども、内数になっていまして、城東小学校の 7月6日のところに1名、もう1名が楽田小学校の1年生で2名でござ います。合計361名です。 今回、認定とその裏面を見ていただきまして、ギガスクール構想の関 係で、夏休みに児童生徒の方は端末を持ち帰られました。その関係で就 学援助の方にオンライン学習通信費を支給することになりましたので お知らせします。対象者につきましては、今年の就学援助の認定を受け た保護者であり、夏休み期間中に家庭でオンライン学習を行った児童生 徒の方に限ります。支給費目としては、国の基準に合わせまして、月額 1,000円とさせていただいております。申請は夏休みが終わった後、 いただくことになっております。インターネットを利用するにあたって は、インターネットをまず契約をしなければいけないですけれども、こ ちらについては、保護者にご負担いただきたいという意向があるので、 そこのところは補助はせず、使っておられる方について、通信費の補助 という形で進めたいと思っております。 教育長: 最初の説明がちょっとわかりにくかったのですが、今回の認定につい て、申請数2世帯、児童生徒数2名、認定数2世帯、児童生徒2名とあ りますが、実際には6日と19日を足さなければいけないですね。 大黒課長: そうですね。すみません。今回の認定について、そこのところが19 日の表記になっていて申し訳ないです。6日の分が13人ですけど、こ の表だけでは世帯数がわからないので、後ほどご説明させていただきま す。 これにつきまして、何かご意見ご質問がおありでしたらお出しをいた 教育長: だきたいと思います

この月額上限1,000円というのは国の基準とおっしゃいました

田中委員:

	が、静学採曲弗が日類1 000円 加管されたといることにわるので
	が、就学援助費が月額1,000円、加算されたということになるので すか。
大黒課長:	はい、そうです。
教育長:	他にありますか。
小倉委員:	ちょっとイメージがつきにくいですけど、この1,000円の補助と
	いうのは、想定としてインターネットというのは、携帯電話で契約をさ
	れた部分で1,000円の補助になるというイメージですか。それとも
	プロバイダーに契約をしてという設定ですか。
大黒課長:	今回の場合はインターネットに繋がればいいので、どちらでもいいこ
	とにしています。
小倉委員:	インターネットを契約しようと思ったらお金がかかるし、あまりかか
	らないでできるようにといったら、どういうイメージをして1,000
	円と出てきたのかなと思ったので。
大黒課長:	実際、通信費の部分だけなので、契約の部分は入ってないです。だか
	ら繋がっているお家で、お子さんが使うにあたっての通信費がかかると
	いうところの補助ということです。
小倉委員:	それは実際使っているかというのは、アクセスがあるかというチェッ
	クをするのですか。
大黒課長:	今回それは、申請書の中で書いていただく形になっています。今回タ
	ブレットを持ち帰っていただく時に、ソフトの中で「心の天気」という
	のを日々やりましょうということになっているので、「心の天気」を毎
	日アクセスするというのがあるので、それをやっているということであ
	れば、毎日使ったということになります。
教育長:	他にはよろしいですか。特にないようでありますので、次へいきます。
	「多子・多胎世帯に対する子育て支援事業について」、事務局お願い
	します。
上原課長:	本市の少子化対策の取り組みといたしまして、多子・多胎世帯を対象
	に経済的支援や育児負担の軽減を目的とする子育て支援事業を、今年度
	より順次進めているところでございます。対象世帯は、第3子以降の子
	が中学生以下の子どもがいる世帯や、双子以上の子がいる世帯及び妊婦
	のいる世帯で、妊娠期から中学校を卒業するまでの期間、継続的に支援
	をしていこうとするものでございます。具体的な子育て支援事業内容に
	つきましては、本日お配りしました資料1枚目のチラシの裏面をご覧く
	ださい。上段に多子世帯、下段に多胎世帯、そして、横軸に左から右へ、
	妊娠期から中学生までのライフステージごとの支援事業を表示してお
	ります。一部の事業は本年度より開始をしまして、本格的には令和4年
	度から全体が開始されていくことになります。なお事業の対象となる第
	3子以降の子ども、または双子以上の子どもが市内で保護者と同居し、
	養育されていることが要件となります。例えば1人目や2人目が結婚している。 ### スロス ### ### ** ### ### ** ### ** ### ** ### ** ### ** ### ### ### ### #### ######
	ている、就職している、施設入所措置されているなどでも子どもの人数

	スクルフレキナナ 人口 製み単サス ヘキナレブル ナホズキルボ ケ
	に含めていきます。今回、対象世帯につきましては、本来であれば、住
	民基本台帳データで市のほうで抽出できればよいのですが、親子関係、
	1人目2人目の状況が把握が不可能な状況であることがわかりました。
	従いまして、対象世帯を把握するため、市内に住民票のある中学生以下
	のお子様がいる全世帯につきまして、今回お配りしたこの資料3、2枚
	目以降になります配布しましたチラシ、ご案内、登録申請書を今週末7
	月30日付で、先ほど申し上げました全世帯に送付させていただき、対
	象世帯でサービス利用を希望される場合は、申請書を返送いただくよう
	なご案内をさせていただくものです。このデータをもとに対象世帯の把
	握をしていこうと考えております。
教 育 長:	犬山市の子育て支援事業の目玉と言ってもいいと思いますけれども、
	多子・多胎世帯への支援事業ということでありますが、今説明があった
	とおりでありますけれども、何かご意見ご質問はおありでしょうか。
教育長職務	多胎世帯の双子の下に第3子目がいる場合は、3人共になるのでしょ
代理者:	うか。
上原課長:	事業内容もいろいろございまして、多胎世帯ですと、家事援助等ヘル
	パー派遣サービスや妊婦健診受診票の追加交付とか、どちらかというと
	双子さんに対するサービスとしては、そういった0、1、2歳で小さい
	お子さんを対象としたサービスがほとんどになります。例えば給食費の
	無償化や保育料の無償化等がありますが、こちらは多子世帯という形に
	なりますので、3人目のお子様がその多子世帯のサービスの対象となり
	ます。そういった区分けをさせていただきます。従ってその3人目が対
	象になるということです。双子さんは、今回この給食費の無料化や保育
	料の無料化というところでは、サービスの対象としていません。
教育長職務	なるほど、サービス内容が違うということですね。わかりました。
代理者:	
上原課長:	サービス毎で対象になる年齢層も変わってきますので、今のそういっ
	たご意見、やっぱり見ただけではなかなかわからないということもわか
	りましたので、ご案内させていただく時には注意したいと思います。
木澤委員:	令和3年度からということで、家事の援助ヘルパー派遣がされるよう
	になっているのですが、どのくらいの実施がされるのですか。家庭支援
	とはまた違うのでしょうか。
上原課長	家事援助ヘルパー派遣サービスというのは、お子様が3人目の子です
	と1歳まで、双子の場合だと1歳半までのいわゆる、例えばお子様の育
	児の補助という形で事業所にお願いをするのですが、ヘルパーさんが直
	接おうちに行っていただきまして、例えば沐浴の補助をしたり、授乳の
	補助をしたり、あとは家事援助という形で一緒に食事を作ったりとか、
	そういった形を想定しております。実際今申請も上がってきている状態
	です。
木澤委員:	それは例えば、お母さんに精神的なものがあったりとか、そういうご

	家庭でしょうか。それとも、そこまではいってないけども辛いという、
	自分の経験では、ファミサポに入っていた時にお邪魔したお宅が実はそ
	んな感じで、入らせていただいたのですが。多分にあると思うのですが、
	その辺はどんなふうに受けとめられていますか。
上原課長:	こちらの窓口につきましては、一番多いのがやはり保健センターの乳
	児健診の窓口で、今の保健センターの健康推進課とタイアップしまし
	て、乳児健診のところで利用したいとか、そのお母さんの状況だったり
	というのが一番把握できますので、そんなところでのやりとりで、こう
	いったサービスもありますよというご案内を保健師の方からさせてい
	ただいたりしております。そしてこのサービスにつきましては、精神的
	な何か手帳を持っていなければいけないとかそういうわけではなく、基
	本的には、周りにサポートしていただけるようなご親族がおみえになら
	ない方、そういった方についても、やはりヘルパー派遣という形で、ご
	提供していきたいと考えております。
堀委員:	確認ですけれども、例えば3人いらして、お2人は結婚して子どもさ
	んは出ていて、家に1人しかいないといっても、その方は対象になると
	いうことでいいのですね。
上原課長:	はい。委員おっしゃられるとおりです。先ほど申し上げました1人目
	2人目が結婚している、それから社会人になって就職している。そうい
	った場合でも、3人目であれば、この制度の対象にはなってまいります。
	ただし、保護者が一緒に犬山市に住所があることが大前提となっていま
	す。
堀 委 員:	もう一つは乳幼児健診等の付き添い支援とありますけれども、等とい
	うのは、他にどんなことを想定されていますか。
上原課長:	お買い物、それから病院への通院、こちらにつきましてはファミサポ
	でできない場合はヘルパー派遣の方でも移動支援については、事業所が
	対応できるということが前提になりますが、そういったことも、ヘルパ
	一派遣の内容の中では入れていきます。
堀委員:	限度何回というのはあるのですか。
上原課長:	1日4時間、月も限度額を決めております。
田中委員:	先ほどのヘルパーのことで、審査みたいなものがあるわけですね。そ
	の時に例えば、祖父母というかその上の世代の方が、市内在住であれば
	とか、同居であるかどうかとかどこが線引きになりますか。あと近隣に
	住んでいても、関係性の問題というのは多分よくあると思いますけど、
	お願いできないとか、不安だからとかという場合はどうするのかとい
	う、その辺りの線引きとか基準はどのようにやっていくのか、もし今の
	段階でわかることがあれば、教えてください。
上原課長:	先ほど、近隣にご協力いただけるご親族がいる場合はということで申
	し上げましたが、なかなか今はおっしゃられたように、いろんな関係性
	だったりというのが、近くにいても協力がいただけないケースもあると

思いますので、その辺りは、このヘルパー派遣の時は、事前に保健師の、時間数をどれだけ使いたいかという聞き取りをまずさせていただいて、その後、事業所を決定して、ヘルパー派遣に繋いでいくわけですが、その聞き取りの中で、必要かどうかというところを見極めていきたいと思います。決して同居しているからとかしていないからとか、そういった線引きはしないようにはしていきたいと思っております。

教育長:

他どうでしょうか。ないようですので、次へ行きます。 「市有物件売払について」、事務局お願いします。

大黒課長:

それでは、No.4の資料をご覧ください。学校教育課所管の財産の四季 の丘の土地につきまして、売払いを行いたいと思っております。四季の 丘については、開発当時に教育設備整備寄付金として、現金ではなく土 地という形で4筆いただいて、2筆は既に売却しましたけれども、2筆 の土地について、今回、土地を金銭に変えて、古くなった学校の施設に 使っていきたいということで、広報などでも募集をかけますけれども、 インターネットのオークションという形で、売却を実施するものです。 こちらですけれども、現状としては、平成13年に寄付を受けた後、看 板は立てておりましたけれども、逆に今、草刈の経費が年間8万円ぐら いかかるということで、先ほど申し上げました学校施設の整備に充てた いということで売却をしていきたいと考えております。スケジュールで すけれども、9月3日から21日までインターネットオークションの入 札の参加申込期間として、まず名前を入れていただいて、10月5日か ら10月12日に入札の期間として、14日に確定という予定をしてお ります。土地ですけれども、四季の丘4丁目43番地、227.22㎡ で、宅地です。鑑定したところ934万円ということで、場所ですけれ ども、四季の丘の団地の一番奥のところで貯水池があるかと思うのです がその真下のところです。2筆ございまして、今申し上げた4丁目43 番地の方は、手前のほぼ長方形の形です。続いてその奥のところになり ますが、4丁目44番地。こちらが253.7㎡で、同じく宅地です。 こちらは土地の形が正方ではない形になっているので、平米単価が下が りまして、土地は広いのですが算定価格としては812万円ということ でした。8ページの図面を見ていただくと、先ほどの43番地より1つ 東側奥になる形が、こちらの44番地です。2筆足しますと最低価格と して1,746万円ということで、こちらで入札をかけていただくよう 考えております。

教 育 長:

現在、市が所有する土地でありますけれども、草が生えて、これを維持する方がお金がかかるということで、これを売却するということが決定をされたわけであります。一応担当が学校教育課ということになっていますので、定例教育委員会の方でも、委員の皆さんにご承認をいただく手続きをとりたいということであります。これについて何かご意見ご質問はございませんか。ないようですので、次にいきます。

「8月・9月の行事予定表について」、事務局お願いします。

長谷川主事:

資料No.5、8月・9月の行事予定ですが、特に補足説明はございません。記載のとおりとなっております。

教育長:

特に8月末から9月の頭にかけては、延期をしておりました中学校の修学旅行等が計画されております。東京でのオリンピックが終了した後、この辺り、日本国内がどういう状況になっているかちょっと心配でありますけども、できれば収まりつつあり、無事修学旅行に出かけられるような状況になっているといいなと願っているところあります。とりあえずこんな予定で、8月9月進んでいくということを、ご了解いただきたいと思います。これについてご意見ご質問があればお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。特にないようですので次へいきます。

続いて、非公開の「いじめ防止に向けて」を行います。

「いじめ防止に向けて」

報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、 以下の意見があった。

・1件1件学校としてはいじめではないかということで、被害者、或いは加害者、本人或いは保護者も含めて、できる限りの対応をしていただいているという状況である。これについても大きな問題にならないように、初期対応を誤らずに、適切に対応していくように学校には、指導をして参りたい。

自由討議

教育長:

自由討議に移ります。発言はありませんか。

- ○夏休み中の児童生徒との連絡について
 - ・夏休みに1人1台端末のタブレットを家に持ち帰って、「心の天気」 というのを毎日やるということだが、学校の方で児童生徒がやってい るか確認できるか。
 - ・例えば、いじめや不登校などで心配な児童生徒の家庭の様子をタブレットを使って、遠隔で先生が確認できるような方法や連絡を取る方法を何か考えているか。
 - ・基本的に「心の天気」で、その日の自分の心の状況を曇りなのか、雷なのか、晴れなのかというような形で、担任が学校でパソコンを見て状況把握して、その心の天気の状況によっては、書き込みをしたりというやり取りもできるが、それだけに頼らず、いじめの案件だとか不登校だとか心配な家庭、児童生徒については、電話連絡、或いは家庭訪問を引き続き行うという校長会での確認をしている。
- ○会議録について
 - ・20号議案の議事録について、個人名ではなくて、社会世話人とか、協議会の委員とか会長という形で使われているのが、とってもよかった。とても安心して読ませていただいた。一個人が言ったのではなくて、協議会の委員が言っているんだと捉えられて、すごく議事録としてよかったと感じた。

	・定例教の会議録は委員のお名前が記してあるが、今のご意見は誰が
	何を言ったというのも、委員からこういう意見があったという扱いを
	してもらえるといいというようにも受けとめないことはないのです
	が。
	・強くそうではありません。ただその個人が誰が何を言ったというこ
	との必要性があって、個人名が書かれているかもしれませんので。
	○「いじめ防止に向けて」の資料配布について
	・諸事情があって今日の配布だと思うが、いじめで不登校に繋がって
	いくように考えることが多いので、経緯や経過がすごく大事だと感じ
	ている。事前にいただけるとしばらく自分の中でじっくり考える時間
	がある。
	・できる限り事前にお送りするようにする。
	その他
教 育 長:	何かありますか。
事務局:	1点報告させてください。資料はございませんが、5月の定例教で、
	図書館にもフリーWiFiがありますかというご質問が教育委員の方
	からございました。その時点では、環境が整っておらず、ありませんと
	お答えをさせていただいたところですけれども、今回、小中学校の夏季
	休暇において、子ども達が学習ツールであるタブレット端末を持ち帰る
	こととなりましたので、7月17日土曜日から、市立図書館及び楽田ふ
	れあい図書館で、フリーWiFiが利用できるようになっております。
	子ども達及び保護者には、すでに図書館や小中学校のホームページで周
	知をさせていただきまして、館内でも使用できる旨をお知らせしており
	ますので、この場を借りて報告をさせていただきます。
教 育 長:	市役所の中はどうですか。
事務局:	市役所の中も使えますけれども、総務課に行って申請していただい
	て、パスワードを入れての利用です。フリーですけど、登録が必要です。
	閉 会
教 育 長:	これをもちまして、7月定例教育委員会を終了(11:04)させて
	いただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 8月27日(金)9:30 401会議室